

第 6162 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 3月19日 火曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ 上場株の譲渡損失を申告し忘れた場合

**Q** : 昨年、上場株を譲渡して損失が出ましたが、確定申告では事業所得にかかる分しかしませんでした。今からでも確定申告し直せば、赤字を繰り越すことが認められますか？

**A** : 更正の請求をして、損失の額を明らかにすれば認められます。

### 【解説】

上場株式の譲渡損益は、他の所得と分離して計算をすることとされていますので、事業所得や給与所得などの他の所得と通算することは認められません。

しかし、その赤字については、①「譲渡損失の金額の計算に関する明細書等」を添付した確定申告書を提出し、かつ、②その後において連続して確定申告書を提出し、さらに繰越控除を受けようとする年分の確定申告書に「繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等」の書類の添付をする場合に限り、翌年以後3年、繰り越すことが認められます。

つまり、この規定の適用を受けるには、譲渡損失が生じた年分の所得税について、譲渡損失額を明らかにした明細書等を添付した確定申告書を提出しなければならないのですが、申告しなかった場合でも、決定が行われるまでは、この明細書等を添付した申告を行えば適用が受けられることとされていますし、また、この明細書等の添付をし忘れた場合でも「更正の請求」の手続きをすれば、適用が受けられることになっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】